

第3回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月12日（火）13時30分～14時49分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3階 委員会室

3. 出席農業委員 (18名)

1番委員	古川 榮	2番委員	角田 晃一	3番委員	三浦 良孝
4番委員	丹代 純嗣	5番委員	佐藤 徳樹	6番委員	小山内 知寛
7番委員	今井 文雄	8番委員	小田桐 志賀子	9番委員	今井 龍美
10番委員	福士 弘	11番委員	齋藤 美也子	12番委員	大川 哲彌
13番委員	山口 知治	14番委員	白戸 昭夫	15番委員	葛西 雅博
16番委員	柴田 博明	17番委員	齋藤 久嗣	18番委員	欠
19番委員	三浦 勝志				

4. 欠席農業委員 (1名)

18番委員	古川 寛三				
-------	-------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】(7名)

平賀1	赤平 和総	平賀2	欠	平賀3	七戸 茂春
平賀4	工藤 勉	平賀5	谷川 信秀	尾上1	小野 良
尾上2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6. 欠席推農地利用最適化推進委員 (1名)

平賀2	今井 三男				
-----	-------	--	--	--	--

7. 出席事務局職員 (5名)

事務局長	谷川 功	碓ヶ関支局長	鈴木 浩	農地係長	清藤 哲彦
農地係主査	齋藤 拓生	農地係主事	佐々木 智子		

8. 議事日程等

1) 農地利用最適化推進委員辞令交付式

2) 議事日程

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 議事録署名者並びに説明者の指名

第4 書記の指名

第5 上程議案

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
(案)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第3号 農地改良届出書(盛土等の届出書)の受理について

9. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員憲章
唱和(委員全員) (省 略)

[開会 13時30分]

議長
(柴田博明)

これより第3回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、19名中18名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名するにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
1番古川委員、2番角田委員の両名をお願いいたします。
議案説明のため、谷川事務局長、鈴木碓ヶ関支局長、清藤農地係長、

齋藤主査、佐々木主事の出席を求めました。

書記には、佐々木主事を採用いたします。

本日の議案は、お手元に配布してある議案第 2 号から議案第 5 号まで 4 件、ほかに報告が 3 件でございます。

早速であります。議案第 2 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 2 号表題部読上げ後)

新任の委員もいらっしゃることから、最初に農地法について説明いたします。

農地法第 3 条は「農地の権利移動の制限」について規定した条文で、農地について所有権移転、賃貸借権または使用貸借権を設定する際には、原則として当事者が農業委員会の許可を受けなければならないことになっております。

賃貸借権は現金などのやりとりを伴いますが、使用貸借権は伴いません。

総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

3 ページをご覧ください。

今回は所有権移転が 7 件、面積 23,293 平方メートル、田 4 筆 7,460 平方メートル、畑 14 筆 15,833 平方メートルとなっております。

7 ページをご覧ください。

今回は賃貸借権設定が 15 件、面積 70,380 平方メートル、田 29 筆 68,401 平方メートル、畑 2 筆 1,979 平方メートルとなっております。

9 ページをご覧ください。

今回は使用貸借権設定が 4 件、面積 34,338 平方メートル、田 1 筆 7,710 平方メートル、畑 17 筆 26,628 平方メートルとなっております。

それでは、2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 1 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 2 番は、譲渡人の父の弟への贈与です。

整理番号 3 番から 7 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

売買価格は、

整理番号 3 番	総額	400,000 円	10 アール当たり	50,665 円
整理番号 4 番	総額	460,000 円	10 アール当たり	1,513,158 円
整理番号 5 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	238,474 円
整理番号 6 番	総額	1,078,400 円	10 アール当たり	400,000 円
整理番号 7 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	147,059 円

となっております。

なお、整理番号 2 番と 3 番は、37 ページ整理番号 4 番と関連する案件です。

次に、4 ページの貸貸借権設定です。

今回の 3 条貸貸借権設定の申請事由は、整理番号 1 番から 9 番は、借受人の経営拡大による貸貸借権設定です。

整理番号 10 番から 15 番は、農業経営基盤強化促進法から 3 条への再設定で、基盤強化法による利用権設定の更新手続きの際に、契約が自動更新となる農地法第 3 条による貸貸借権設定にしたいとの要望を受け申請となったものです。

なお、整理番号 2 番は 33 ページ整理番号 4 番と、整理番号 4 番は 34 ページ整理番号 5 番と、整理番号 7 番は 33 ページ整理番号 3 番と、整理番号 8 番は 37 ページ整理番号 5 番と関連する案件です。

次に 8 ページの使用貸借権設定です。

今回の 3 条使用貸借権設定の申請事由は、整理番号 1 番は、貸付人の弟への経営移譲です。

整理番号 2 番、3 番は、貸付人の子への経営移譲です。

整理番号 4 番は、借受人の経営拡大による第三者間の使用貸借権設定です。

なお、整理番号 2 番は、37 ページ整理番号 3 番と、整理番号 3 番は、34 ページ整理番号 6 番と関連する案件です。

今回申請のあった案件については「農地法第 3 条第 2 項各号」には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

事務局の説明が終わりました。

次に担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

なお、所有権移転の整理番号 1 番、使用貸借権設定の整理番号 1 番、2 番、3 番は、親族間の移動により現地調査は省略いたしました。

それでは、所有権移転の整理番号 2 番、3 番は私が担当しましたので、私から報告いたします。

整理番号 2 番について現地を確認してきました。

譲受人本人と会って話を聞いてきました。

譲渡人の父の弟への贈与との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、整理番号 3 番について現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、市内に農地を所有し、意欲的に営農に取

議長

り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと確認してきました。

議長

次に、1番古川委員から所有権移転の整理番号4番、5番、6番の報告をお願いします。

1番古川委員

整理番号4番について現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、整理番号5番、6番について現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、市内に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長

次に、14番白戸委員から所有権移転の整理番号7番の報告をお願いします。

14番白戸委員

整理番号7番について現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市外在住の方ではありますが、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長

次に5番佐藤委員から賃貸借権設定の整理番号1番の報告をお願いします。

5番佐藤委員

整理番号1番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長

次に賃貸借権設定の整理番号2番、3番は私が担当しましたので、私から報告いたします。

整理番号2番、3番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市外在住の方ではありますが、市外に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に15番葛西委員から賃貸借権設定の整理番号4番の報告をお願いします。

15番葛西委員

整理番号4番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長

次に7番今井委員から賃貸借権設定の整理番号5番の報告をお願いします。

7番今井委員

整理番号5番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長

次に3番三浦委員から賃貸借権設定の整理番号6番の報告をお願いします。

3番三浦委員

整理番号6番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、後継者もおり、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長

次に14番白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号7番から11番の報告をお願いします。

14番白戸委員

整理番号7番から11番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大および再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に2番角田委員から賃貸借権設定の整理番号12番の報告をお願いします。

2番角田委員 整理番号12番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に9番今井委員から賃貸借権設定の整理番号13番の報告をお願いします。

9番今井委員 整理番号13番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に14番白戸委員から賃貸借権設定の整理番号14番の報告をお願いします。

14番白戸委員 整理番号14番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市外在住の方ではありますが、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に2番角田委員から賃貸借権設定の整理番号15番の報告をお願いします。

2番角田委員 整理番号15番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に使用貸借権設定の整理番号4番は私が担当しましたので、私から報告いたします。
整理番号4番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上で、現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

それでは議案第2号について質疑、ご意見を求めます。

15 番葛西委員

所有権移転の整理番号4番について、10アール当たり1,513,158円と高いですが、地目が畑となっていますが、現況はどのような状況でしょうか。

齋藤主査

申請地の真向かいに譲受人の所有する畑がございますけども、現場確認までは、農業委員会ではしておりません、申し訳ないです。

議長

只今の件につきましては、後ほど確認した上で報告するという事でよろしいでしょうか。

15 番葛西委員

はい。

議長

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第2号について、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第3号を議題とし、事務局より説明求めます。

齋藤主査

(議案第3号表題部読上げ後)

最初に、農地転用について説明いたします。

農地転用とは、農地を農地以外の目的で使用するために土地を造成したりすることを指します。

都市計画法上の市街化区域内の農地を転用する場合には届出でかまいませんが、それ以外の区域では原則許可が必要となります。

自分が所有する農地を転用するときには農地法第4条の、それ以外ときには同法第5条の許可などが必要となります。

なお、5条の転用に関しては、所有権を取得して転用する場合と貸借契約を結んで転用する場合があります。

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と

合わせてご覧ください。

11 ページをご覧ください。

今回は申請件数が2件で面積が8,009平方メートル、地目は全て田で、筆数は2筆です。

今回の案件2件は、同一の譲受人による同一の目的の転用であるため図面は一括し、12ページが位置図、13ページが案内図、14ページが土地利用計画図となります。

申請地は、小和森小学校のすぐ西隣、まるもクリニックから北東へ約250メートルに位置する大光寺集落内の農地です。

申請者は市外の不動産業者で、転用目的は「宅地分譲」です。

農地区分については、申請地南側の市道に上水道管と下水道管が埋設されていること、また、前述のとおり、周辺500メートル以内に教育施設と医療施設が存在することから、第3種農地に該当するものと思われま

す。第3種農地の場合、転用計画の確実性など、一般の基準に問題がなければ許可することができます。

現地及び提出書類を確認したところ、転用面積や資金計画などは問題ないと思われま

すが、宅地分譲を目的とする農地転用については、市街化区域内の農地でない限り、農地区分に関係なく、原則認められていません。

ただし、農地法施行規則（第57条第5項ト）の規定により、都市計画法における「地区計画」の区域に指定された区域内では、宅地分譲を目的とする農地転用が可能となります。

「地区計画」とは、建築できる建築物の種類を限定するなどして、良好な環境の区域を整備、開発、保全するための計画を指します。

都市計画課に確認したところ、今回の申請地の区域では、平成28年2月1日付で地区計画の都市計画決定が行われています。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と思われま

す。なお、今回の申請に係る申請地の現地調査については、6番小山内委員と13番山口委員で実施しました。

議長

現地調査に立ち会いました6番小山内委員、13番山口委員、補足説明がありましたらお願いします。

6番小山内委員

整理番号1番及び2番について3月30日に現地を確認してきました。今回申請のあった土地は、小和森小学校のすぐ西隣、まるもクリニックから北東へ約250メートルに位置する、大光寺集落内の農地です。転用目的は「普通住宅建築用地」とのことで、現地では代理人であ

る宅地宅建業者に立ち会っていただくことができました。

本件は、第三者間の所有権移転で、都市計画法の開発許可などについても、許可の見込み有りとの回答を得ている案件です。

先ほどの事務局の説明より、農地区分は第3種農地に該当し、資金計画などの許可基準を満たしております。

また、都市計画法上の地区計画決定がされているため、宅地分譲目的の農地転用についても規制が緩和されています。

よって、今回の申請は問題がないものと思われま

議長

それでは、議案第3号について質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第3号を原案のとおり、「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第3号を原案のとおり、「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第4号を議題とし、事務局より説明求めます。

齋藤主査

(議案第4号表題部読上げ後)

最初に農業経営基盤強化促進法について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法とは、一定規模の農地を経営する農家への農地の集積や、農家の経営管理の効率化を目的としています。

要件を満たした農家であれば、この法律に基づいて所有権移転と利用権設定ができ、農地法の許可を得る必要がなくなります。

なお、利用権設定とは、賃貸借権または使用貸借権を設定することを指します。

18ページをご覧ください。

今回は所有権移転が13件、面積39,657平方メートルで、田27筆26,237平方メートル、畑14筆13,420平方メートルとなっています。

21ページをご覧ください。

今回は利用権設定が10件、面積64,180平方メートルで、地目は全て田で、筆数は36筆です。

それでは16ページの所有権移転について説明いたします。

整理番号1番から11番までは、譲受人の「経営拡大」による売買です。

なお、整理番号1番は36ページ整理番号2番と、整理番号8番は33ページ整理番号2番と関連する案件です。

整理番号12番は、農地中間管理事業の「農地売買等事業」による買受です。

「農地売買等事業」とは、公益社団法人あおもり農林業支援センターが、一旦農地の所有者から農地を買上げたうえで、借受人に5年間貸付け、賃貸借期間満了後に農林業支援センターが借受人に売払うというものです。

この案件の場合、来月中に5年間の賃貸借期間が満了を迎えることから、当初の契約に基づき、借受人があおもり農林業支援センターから買受けることとなります。

整理番号13番は、農地中間管理事業の「農地売買等事業」による売買で、申請理由は譲渡人の経営縮小となっています。

来月の総会において、借受人への5年間の賃貸借権設定について審議を求める予定です。

次に19ページの利用権設定について説明いたします。

用権設定については、双方同意のうえ貸借内容を決定していることから、農用地利用調整会議を省略していますので、事務局より説明させていただきます。

整理番号1番は期間満了に伴う再設定による使用貸借権設定です。

整理番号2番から10番は、「農地中間管理事業」による利用権設定です。

「農地中間管理事業」とは、あおもり農林業支援センターが農地の所有者から農地を一旦借りて、経営規模の拡大などを図る農家に転貸するというものです。

なお、整理番号2番は36ページ整理番号1番と関連する案件です。

今回申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第18条第3項」の各要件をすべて満たしております。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました8番小田桐委員、15番葛西委員、補足説明がありましたらお願いします。

15番葛西委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号1番	総額	600,000円	10アール当たり	185,702円
整理番号2番	総額	550,000円	10アール当たり	306,237円
整理番号3番	総額	100,000円	10アール当たり	64,936円
整理番号4番	総額	250,000円	10アール当たり	325,946円
整理番号5番	総額	480,000円	10アール当たり	186,771円

整理番号 6 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	192,555 円
整理番号 7 番	総額	847,500 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 8 番	総額	521,400 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 9 番	総額	716,500 円	10 アール当たり	500,000 円
整理番号 10 番	総額	150,000 円	10 アール当たり	123,457 円
整理番号 11 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	190,477 円
整理番号 12 番	総額	2,125,000 円	10 アール当たり	327,983 円
整理番号 13 番	総額	5,032,000 円	10 アール当たり	359,943 円

となっています。

議長

それでは、所有権移転の整理番号 10 番を除いて質疑、ご意見を求めます。

13 番山口委員

所有権移転の整理番号 6 番について、もう少し詳しく説明願います。

齋藤主査

所有権移転の整理番号 6 番は法人名義の農地を個人名義に所有権移転するということですが、この申請自体は青森県農業会議に問題がないことを確認済みです。

13 番山口委員

法人自体はこのまま存続するのでしょうか。

15 番葛西委員

会社そのもので農地に何かを作付するという事はなくなりましたが、会社自体は存続してそのまま続けるとの事です。

13 番山口委員

わかりました。

議長

所有権移転の整理番号 10 番を除いて、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、所有権移転の整理番号 10 番を除いて、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の整理番号 10 番につきましては、私に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により退席する事になりますが、交代する議長がいないため、平川市農業委員会選挙規則第 2 条の規定を準用し、最年長の委員である 1 番古川委員に議長をお願いします。

(柴田代理 16 番自席へ)
(1 番古川委員 議長席へ)

議長
(1 番古川委員) 暫時の間、議長を務めさせていただきます。
所有権移転の整理番号 10 番につきましては、16 番柴田委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、退席を求めます。

(16 番柴田委員 退席)

議長
それでは、所有権移転の整理番号 10 番について質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長
所有権移転の整理番号 10 番を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長
異議ないものと認め、所有権移転の整理番号 10 番を、原案のとおり決定いたします。

(16 番柴田委員 入室・着席)

議長
これにて議長を交代いたします。
ご協力ありがとうございました。

(古川委員 1 番自席へ)
(16 番柴田委員 議長席へ)

議長
次に、議案第 5 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

清藤農地係長
(議案第 5 号表題部読上げ後)
この件につきましては、農業委員会の活動が見えにくい等の指摘を受け、農業委員会がどのような活動を行っているのかなどについて、毎年ホームページ等で公表するものです。
これから説明する平成 27 年度の活動の点検・評価(案)を 1 ヶ月間ホームページで公表し、市民から意見や要望を募集して、その意見等

を踏まえて最終決定した後に、ホームページで公開すると共に国へ報告することになっておりますが、農業委員会法の改正にともない、この様式とホームページでの意見聴取は今回が最後となります。

それでは、(案)の主な点について説明いたします。

23 ページをご覧ください。

「総会等の開催日の周知状況および総会等が公開である旨の周知状況」ですが、ホームページ等で公表しています。

また、「総会等の議事録の作製に要している期間」ですが、現在は約 15 日～20 日間を要していますので、現状を維持したいと思います。

次に 24 ページです。

2 の事務に関する点検の(1)農地法第 3 条に基づく許可事務の処理件数ですが 202 件でした。

また、(2)農地転用の件数は 17 件でした。

次に 25 ページです。

(3)農業生産法人からの報告への対応ですが、現在、管内に農地を有する法人は 14 法人あり、報告書を提出した法人数は 14 法人で全法人から報告書が提出されました。

次に(4)情報の提供ですが、

- ・賃借料情報については、調査対象 895 件
- ・農地の権利移動については、移動件数 483 件
- ・農地基本台帳整備については、3 月 31 日現在で農地面積 5,033.5

ヘクタールです。

次に 26 ページです。

(5)農用地利用集積(基盤強化法)の処理件数は 128 件です。

次に 27 ページです。

遊休農地に関してですが、27 年度の解消目標 3.0 ヘクタールに対し、実績としては遊休農地が増えたことからマイナス 1.9 ヘクタールとなりました。

次に 28 ページです。

担い手の育成及び確保ですが、平成 27 年度末で 422 経営体あった認定農業者が、現在 421 経営体となり、1 経営体減少しました。

原因は再認定を受けない経営体が多いことです。

次に 30 ページです。

担い手農家を 138 ヘクタール以上の農家として、これまでの集積面積 3,372.4 ヘクタールに対し、実績が 3,372.4 ヘクタールとなり、0.7 ヘクタール増え、達成率が 1.6 パーセントとなりました。

次に 31 ページです。

違反転用への適切な対応については、目標解消面積 2.8 ヘクタールに対し、解消面積は、0 ヘクタールでした。

以上、簡単に説明しましたが、後で詳しく目を通していただきたいと思えます。

また、ホームページに公表し意見を募集し、国に報告したものを後で委員の皆様へ配布する予定ですので、よろしく願いいたします。

なお、28年度の計画については、新しい様式で5月か6月の総会に諮ることになります。

以上で説明を終わります。

議長

議案第5号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第5号を原案のとおり決定いたします。次に、報告3件を一括して、事務局より説明願います。

齋藤主査

(報告第1号表題部読上げ後)

農地法第18条は、農地の賃貸借の解除、解約に関する条文で、双方が合意のうえに解約する場合には、例外として届出で足りることになっております。

34ページをご覧ください。

今回の届出件数は8件、面積43,762平方メートル、田13筆43,032平方メートル、畑1筆730平方メートルとなっております。

整理番号1番、2番は、貸付人の都合による解約です。

整理番号3番から8番は、借受人の都合による解約です。

解約後は、整理番号1番は、借受人へ売買の予定で、来月以降申請予定です。

整理番号2番は、他者へ売買の予定で、17ページ整理番号8番と関連する案件です。

整理番号3番から5番は、他者へ貸付の予定で、整理番号3番は、5ページ整理番号7番、整理番号4番は、4ページ整理番号2番、整理番号5番は、4ページ整理番号4番と関連する案件です。

整理番号6番は、貸付人の子が耕作の予定で、9ページ整理番号3番と関連する案件です。

整理番号7番は、他者へ貸付の予定で、あっせん申し出中です。

整理番号8番は、貸付人が自作することでした。

(報告第2号表題部読上げ後)

使用貸借合意解約書は、使用貸借を双方合意で解約した場合に提出する書類で、届出で足りることとなっております。

37ページをご覧ください。

今回の届出件数は5件、面積51,227.5平方メートル、田12筆20,384平方メートル、畑20筆30,843.5平方メートルとなっております。

整理番号1番は、農地中間管理機構へ貸付のための解約で、19ページ整理番号2番と関連する案件です。

整理番号2番は、他者へ売買および自作のための解約で、一部の筆に関して16ページ整理番号1番と関連する案件です。

整理番号3番は、経営移譲の相手方の変更のための解約で、8ページ整理番号2番と関連する案件です。

整理番号4番は、借受人へ贈与および借受人の子へ売買のための解約で、2ページ整理番号2番及び3番と関連する案件です。

整理番号5番は、他者へ貸付のための解約で、5ページ整理番号8番と関連する案件です。

(報告第3号表題部読上げ後)

農地改良届は、主として田に盛土をして畑などとして利用する際に届出させているものです。

農地転用を無断で行っているとの誤解を与えないようにする目的もあります。

39ページをご覧ください。

今回は届出件数が5件で面積が14,232平方メートル、地目は全て田で、筆数は8筆です。

はじめに、整理番号1番の案件から説明いたします。

40ページが位置図、41ページが案内図、42ページが土地利用計画図となります。

届出地は、農協の金屋りんごセンターから東へ約500メートルに位置する農地で、盛土後はトマトなどを作付するそうです。

続いて、整理番号2番の案件は、43ページが位置図、44ページが案内図、45ページが土地利用計画図となります。

届出地は、イオンタウンから東へ約1.5キロメートルに位置する、平田森集落と町居集落の中間の農地で、盛土後はにんにくを作付するそうです。

続いて、整理番号3番の案件は、46ページが位置図、47ページが案内図、48ページが土地利用計画図となります。

届出地は、平賀東中学校から東へ約200メートルに位置する農地で、

盛土後はりんごを作付するそうです。

続いて、整理番号4番の案件は、49ページが位置図、50ページが案内図、51ページが土地利用計画図となります。

届出地は、道の駅いかりがせきから北へ約480メートルに位置する農地で、盛土後りんごやももを作付するそうです。

続いて、整理番号5番の案件は、52ページが位置図、53ページが案内図、54ページが土地利用計画図となります。

届出地は、道の駅いかりがせきから北へ約480メートルに位置する農地で、盛土後りんごを作付するそうです。

議長

只今、報告事項3件について説明がありました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

15番葛西委員

18条合意解約の整理番号7番について、あっせん申し出中との事ですが、買手、借手が見つからなかった場合は、どうなるのでしょうか。

齋藤主査

見つからなかった場合、所有者の方に引き続き保全管理等をお願いすることになります。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[閉会 14時49分]